

中国農民專業合作社における構成員間の異質性に関する研究の動向と展望

程, 明
九州大学大学院生物資源環境科学府農業資源経済学専攻

森高, 正博
九州大学大学院生物資源環境科学府農業資源経済学専攻

福田, 晋
九州大学大学院生物資源環境科学府農業資源経済学専攻

<https://doi.org/10.15017/1794495>

出版情報：九州大学大学院農学研究院学芸雑誌. 72 (1), pp.1-12, 2017-02-24. Faculty of Agriculture, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



中国農民專業合作社における構成員間の異質性に関する 研究の動向と展望

程 明¹・森 高 正 博^{*}・福 田 晋^{*}

九州大学大学院生物資源環境科学府農業資源経済学専攻
(2016年11月4日受付, 2016年11月4日受理)

A Review and a Prospect of Study on Membership Heterogeneity in China Farmers' Professional Cooperative

CHENG Ming¹, Masahiro MORITAKA and Susumu FUKUDA^{*}

Laboratory of Food Marketing, Department of Agricultural and Resource Economics,
Faculty of Agriculture, Kyushu University, Fukuoka 812-8581, Japan

はじめに

1990年代に、「三農問題」^{注1} (温 2010) が提示され、その後、この問題の解決は、中国政府にとって重要な課題のひとつである。同時に、中国東南沿岸部で起きた農業産業化^{注2}は「三農問題」の解決策の一つとして認識されている。農業産業化の進展に伴い、それを実現させる方式である産業化経営も変化しつつある。三農問題の中核である農家の權益 (温 2013) を保護し、農業産業化における農家の主体性を反映させるために、中央政府は農民專業合作社 (以下では合作社) を 2007 年に正式に導入し始めた。

2007年10月に施行された合作社法により、合作社は「農家生産請負経営^{注3}を基礎にして、同類の農産品生産経営者、あるいは同類の農業生産経営サービスの提供者と利用者が自発的に連合し、民主的に運営する互助的な経済組織である。」と定義されている。中国国家工商総局の公表している統計データによると、2015年10月末まで、合作社数は147.9万社に達し、合作社法が施行された直後2007年度より、約57倍増加した。合作社に加入した農民は約7,221万人で、全

国農民総数の約27.8%を占めている。そして果実、野菜、畜産、林業、漁業等、全ての産業に及んでいる (『中華人民共和国国家工商行政管理総局資料 (同局ホームページに掲載)』)。

しかし、合作社の飛躍的な発展にともない、構成員間の異質性問題が深刻化している。中国農民專業合作社の構成員は、構成員間における身分等といった社会的属性の相違、合作社への加入動機の相違、合作社への出資の相違に応じて、一般に核心社員と普通社員に類型区分される。こうした中、多くの合作社は、一人、または少数の核心社員によって設立され、彼らによって日常運営、意思決定等も主導されている。潘 (2012) の調査結果によると、理事長が100%出資したケースもあった。そして、社員の法律意識および社会的地位の低さのため、彼らの権利、利益等をなかなか保護されにくく、一部の社員の独断専行に従わざるをえない。このような設立主体の強力な支配と農家の主体性の喪失については、他にも同様の指摘がなされている (鄧 2014, 邵ら 2015)。

このような状況が持続するならば、合作社の設立目的はもとより、農民主体性の向上等、ひいては三農問

¹九州大学大学院生物資源環境科学府農業資源経済学専攻

¹Laboratory of Food Marketing, Division of Industrial Organization of Agribusiness, Department of Agricultural & Resource Economics, Graduate School of Bioresource and Bioenvironmental Sciences, Kyushu University.

^{*}Corresponding author (E-mail: m-moritaka@agr.kyushu-u.ac.jp)

題への解決に寄与しない。一方、普通社員は、自身が合作社の社員という意識が薄く、雇用労働者のように生産活動を行っている。本来生産者互助的な組織であるが、現在、まるで企業のようになっている。近年合作社を対象とした各実態調査で、合作社の企業化が指摘されている。

なお、社員のタイプが違っても、合作社法上に与えられた権利と義務は同じである。合作社法による合作社の定義をみると、生産者の主体性が強調され、ICA国際原則に沿って、組織制度等が規定されているため、合作社は農協の一形態と見なすことができる。そして、農協における構成員間の異質性問題は、先進国においても歴史的に経験してきた問題である。そのため、異質性問題を抱える合作社の組織、事業方式に関する議論の多くは、これら先進国の状況、具体的には、日本の総合農協、アメリカの新世代農協、EUの企業家的農協という三者の発展状況に照らしながら行われることが多い。本稿では、そうしたこれまでの合作社研究をレビューすることで、合作社の企業性格と農協的性格が、現時点でどのように捉えられているかを整理するとともに、合作社の健全な発展と三農問題解決への寄与に向けて、今後の研究課題を明らかにする。

以下、第2章で先行研究を踏まえながら、構成員間の異質性を抱える合作社の現状について説明する。

異質性を抱える合作社の現状

1. 構成員間の異質性

構成員間の異質性問題は、協同組合研究において、重要な研究領域のひとつである (Cook, M.L.2004)。そこで、合作社研究において研究者がまず注目したのは、異質性の要因であった。重要なポイントとして、資源賦存 (resource endowment) が指摘された。林ら (2002) は社員間の資源賦存にある差異について、具体的に、農民の資本、生産規模といった生産資源、労働力及び人間関係・人脈といった社会資源において差異が存在することを説明した。邵ら (2013) は同様に、社員間の資源賦存を重要な要因と認識し、そのうえ、農民が合作社に加入する動機・目的の差異、合作社の設立段階、かつその後の役割の差異から異質性の要因をより詳しく整理した。郭ら (2010) では、異質性の要因について、社員間の資源賦存の差異以外に、土地出資等といった合作社への要素出資、合作社への貢献、それに応じた利益に対する要求の程度、リスク分担等での差異も指摘している。そして、これらの要因を踏まえて、郭ほかは、社員を核心社員等六つのタイプに

分類し、異質性の本質は構成員が合作社の日常運営等に参加する水準の差異であることを指摘した。その分析結果を踏まえ、邵ら (2012) は、構成員が合作社の日常運営等に参加する水準への分析をつうじて、構成員間の役割には非常に顕著な差異があることを明らかにした。

2. 合作社の本質

合作社の本質が何かについての分析は、主にICA国際原則と合致しているか否かをめぐって行われた。近年以来、一部の研究者は、中国の合作社がICA国際原則と合致していないことを指摘した。馬 (2013) は、社員の身分、つまり生産者であるか否か、所有者と利用者が同一になっているか否か、合作社が社員利益の最大化を目指しているか否かという視点から、真の合作社であるか否かを判断できるとしている。所有者と利用者が同一になっているか否かについて、邵ら (2014, 2016) は、各地域の合作社を対象とした調査を通じて、現在中国における大部分の合作社で、所有者と利用者が同一になっていないことを明らかにし、そして、多くの場合は企業に近い組織づくりであることを指摘している。真の合作社でないという消極的な分析結果に対して、多くの研究者は積極かつ実用主義的な観点から異なる分析と評価を行った。彼らは、ICA国際原則との一致性よりも、法律にそって適切に登記して、社員により多くの利益をもたらされるならば、それが合作社の本質であると主張している。そのような議論を踏まえて、秦 (2014) は、組織づくりのコストという視点から、農民が合作社の設立、事業展開等が自立的に行われておらず、現在の合作社が真の合作社でないことの合理性を説明した。

真の合作社であるか否かについて、農民一人あたりの生産規模が小さくて、資本金も弱い等といった中国なりの状況はあるので、積極的な見方を取られるべきであるが、問題点も無視できない。例えば、少数人による合作社への支配 (崔ら 2012)、剰余金分配が少数の発起人に傾いている (成田 2011) 等の現象が起きている。この原因は、主に構成員間の異質性及び法律の不備 (邵ら 2014, 鄭ら 2012) にあると分析されている。合作社への管理および意思決定において少数の発起人が主導権を握っていることが顕著な特徴である。苑 (2013) では、少数の発起人について、農産物加工企業、商人、大規模農家と村幹部に分類している。それぞれの発起人によって、設立された合作社の組織ガバナンス構造への影響も異なる。具体的に、大規模農家が発

起人である場合に、剰余金の分配が比較的公平に行われている。それ以外の場合に、資本投入に対するより多くの資本回収が求められるため、剰余金の分配の公平性はあまり守られないことを理論的に分析した。一方、これまでの分析において、研究者は、少数の発起人に注目して分析してきたが、普通社員はあまり注目されていなかった。譚ら（2013）で、合作社内にあるプリンシパル-エージェント関係、つまり、普通社員はプリンシパルとして、核心社員に合作社の管理を依頼しながら、核心社員の管理状況を監視するという視点が提示された。この分析から、普通社員の核心社員に対する監視が機能せず、そのため核心社員は管理の役割を果たさず、結果、普通社員が合作社の共同事業を利用しながらも、合作社を通じた出荷に参加しないというフリーライダー問題を抑制できないことが示されている。この問題をめぐって、蔡ら（2010, 2012）も社員に対するアンケート調査を踏まえて、社員が協同できない主な要因が異質性にあることを明らかにした。加えて、核心社員の力が圧倒的に強くなっていることが、普通社員が核心社員を監視せず、行使すべき権利の放棄につながっている。

その他、鄭ら（2012）は、政府が合作社に政策的な補助を行う場合、補助の基準は、合作社の社員総数、経済パフォーマンスになっており、合作社の組織づくり、剰余金分配の公平性等を基準にされなかったことを指摘している。それも、合作社のガバナンスに問題がある原因ともいえる。

異質性問題が合作社今後の発展に与える影響について、多くの場合、外部の強力な資本によって合作社が設立されて、企業管理の仕方では合作社を管理している。筆者の調査^{注4}により、こうした合作社では、社員に対して、剰余金の分配でなく、給料が支払われている。したがって、普通社員は雇用労働者の位置づけになっている。そして、地方政府も、資本の作用をより強調、または過大に宣伝し、合作社自体の組織づくり等を重視していない。

3. 合作社のガバナンス構造

合作社のガバナンス構造の重要課題としては、いかにコントロール権と残余請求権が配分されるかである（陳2010）。近年以来、合作社は企業化される傾向にあり、コントロール権と残余請求権の配分が変化している。まず、コントロール権において、ICA国際原則に沿った合作社法によると、「理事長、理事、監事あるいは監事会員は組合員大会において組合員の中から選

出され、本法及び定款の規定に基づき職権を行使し、組合員大会に対して責任を負う。理事会会議、監事会会議の議決は、一人一票である。」と規定されているが、商人、大規模農家と村幹部等、いわゆる核心社員が合作社の出資総額の半分以上に占めるため、実際に、少数の核心社員がコントロール権を有している（苑2013）。それに伴い、合作社の意思決定に関して、社員総会が形骸化していることも指摘されている（馬2008）。実態調査からは、社員総会が完全に開かれない、または定期的に開かれないことが明らかにされている（姜・田中2014）。

次に、龍頭企業^{注5}、農産物加工企業といったアグリビジネス企業が、大規模生産による規模の経済を実現させるためには、より多くの土地が必要になる。しかし、農村で土地を獲得することは容易ではない。アグリビジネス企業が農村に進出する際、地方に申請する手続きの複雑さ、土地代の高騰等が主な問題になる。ところが、図らずも2007年合作社法の施行に伴い、これらの問題への対策が可能となった。地域の農民が合作社に加入する際に、土地で出資することは可能である。企業にとって、土地出資の形で土地集約が比較的容易に実現されて、財政、金融政策等、政府にも優遇される。そのため、近年では、企業主導型合作社という合作社モデルが多く企業に採用され、飛躍的に増加している。これに伴って、企業がコントロール権と残余請求権を独占している問題も発生することになる。商人、大規模農家と村幹部等のケースと同様で、社員間の出資額にはかなりの差があるため、合作社は企業の一部門になってしまったと指摘される（苑2008）。

以上の現状からみると、合作社制度において、現在直面している合作社の本質に関する議論および合作社のガバナンスの問題は、個々別々の問題ではなく、異質性の問題に根差しており、お互いに連動して解決する必要があることが分かる。

異質性問題に対する 合作社法改正の論点

現行合作社法はあくまでも農民に対して合作社をつくる方法を示しているが、異質性問題に対応しきれない部分があった。そして、社員が法律に違反した場合、それに対する罰則規定もない。研究者は、合作社法を改正する必要性を強調しながら、改正の方向性について幅広く議論している。2007年に施行された合作社法は、初めて合作社の市場主体性（Market Entity）を明確にし、合作社に法的根拠等を提供した。杜（2008）は、

合作社法の特徴を次のようにまとめている。①現実には多様な合作社が存在するが、合作社法が対応できるのは農民專業合作社だけになっている、②合作社の設立基準、合作社への加入条件等は複雑ではない、③政府の役割が明確に規定されている等である。初期において、合作社法は合作社の設立等に重要な役割を果たした。しかし、合作社のさらなる発展に伴い、法律と現状の乖離が顕著になり、法律改正は喫緊の課題として研究者に認識されている。そして、2013年の『中央1号文件』^{注6}では、初めて合作社法を改正することが提起された。2015年の『中央1号文件』は、再び合作社法への改正に触れている。これまで、合作社の発展状況からみると、中国農民合作組織の新たな始まりとして、研究者は2007年に施行された合作社法の意義及び政府の役割を否定しないが、これから合作社がより良い方向に発展していくために、いくつかの改正方向を提言している。

1. 立法目的

合作社法によると、「農民專業合作社の発展を支持し指導することを目的に、農民專業合作社の組織及び活動を定め、農民專業合作社及びその組合員の合法的な權益を保護し、農業及び農村經濟の発展を促進するために本法は制定する。」と述べている。目的が合作社の発展を支持、指導することであるが、法的拘束力を欠いている。そして、合作社及び社員の權益を保護すると書いてあるが、法律全体をみると、具体的に、どのように両者の權益を保護するか等明確にされていない。さらに、合作社の規範化、例えば、完全にICA国際原則か否か等、具体的な基準がない限り、今後の発展方向は見えてこない。現状として、合作社は株式化という傾向が強くなり、そうした合作社も、政府から示範社（モデル社）として認定されるケースが少なくない。

2. 合作社の設立基準、加入条件

法律上、合作社の設立にはいくつかの条件が満たされなければならないが、実際には、潘（2011）によると、政府の補助金を獲得するために、社員が一人もいない合作社がかなり発生している。原因の一つは、登記の際に、工商局が各申請書類を確認することの難しさがあげられる。もう一つは、上述のように、法律に明示された項目も厳密ではなく、曖昧さが残っているためである。異質性の深刻化に伴い、研究者は農民の加入条件を厳しくすべきと主張し始めた。黄ら（2013）

では、社員の生産規模、出資額等を引き上げ、できる限り社員の均質化を目指すべきだと主張している。任（2014）は、農民の加入条件をより厳しくできるかについて、今後議論する必要があると強調している。加入条件への中心的な議論は、零細規模、または資本力の弱い農民をどのように対処するかである。一方的に均質化を追求した場合、結局合作社法の精神と大きくかい離することになる。

3. 合作社のガバナンス構造

まず、コントロール権について、農民間に資本、土地規模等の差があった結果、少数の核心社員が多額の資本、または大規模な農地を出資して、コントロール権を自分に集中させている。その場合、合作社を設立する目的は、明らかに農民のためではない。それに対して、多くの提言は農民の權益が保護されるべきだ等の価値判断にとどまっている。核心社員の集権的行動をいかに防止するかについての検討は残され課題である。

次に、残余請求権について、これと直接関わるのは剰余金の分配率である。合作社の営利性は合作社法によって認められ、ICA国際原則に合致した伝統的な協同組合の非営利性と異なっている（郭2007）。郭は、この理由として、一つには非営利組織の効率性の低下を克服するためとしている。もう一つは、アメリカ新世代農協の市場志向に学んだためであると分析している。合作社法によると、剰余金は「組合員と合作社の取引量（額）に基づき返還する。返還額の総額は配分剰余金額の60%より少なくしてはならない。」と規定されている。これに対して、一部の研究者から、より多く出資している社員は他の社員より大きなりスクを負担しているにもかかわらず、出資額に応じた配当は40%以下しかなく、こういった社員のモチベーションを低下させるとの主張がなされている（鄭2011）。しかし、これは、合作社法の精神に鑑みれば、農民權益を保護することと相反するであろう。李（2016）では、剰余金の分配率について、具体的に、合作社との取引高に応じた分配率を60%から50%に調整することを提言し、核心社員と普通社員、両者の利益を損なわないようにできると提言した。孔ら（2014）は、合作社の剰余金分において、次期に設備、生産技術等を更新するための積立金を最初に取りられるべきであると主張する。そして、合作社との取引量、合作社への出資だけでなく、合作社に貢献しているすべての土地、技術等といった要素を剰余金分配の基準として、分配が行わ

れるべきであると強調した。

当然、これらの提言の適用可能性と合作社の発展への寄与について検討されなければならない。研究者は、外国の農業協同組合の制度及び発展状況に注目した。主に二タイプの農協、一つは日本の総合農協というICA国際原則に合致した伝統型協同組合で、もう一つは、ICA国際原則を生かしながら、組織イノベーションが行われたアメリカ新世代農協およびEUの起業家的農協である。この二タイプの農協をめぐって、どちらに学ぶべきであるかについて、議論が行われた。

日本、欧米型農協への注目

これまでの協同組合の発展の歴史をみると、欧米では、共有所有権をめぐる議論があった。新規加入の組合員は、他の社員が蓄積してきた協同組合の資産を、投資なしに、または過少投資で使うという組合員のフリーライダー問題が指摘された(Nilsson1998)。そして、組合員の中で経営に強いものが組合員全体の共通利益より自分の利益を重視することが問題視された(オンノフランクファン・ベックムら2000)。日本では、組合員が正組合員と准組合員に分けられる。准組合員にはこれまで議決権を与えられなかったが、近年、正組合員数の減少に伴い、多様な組合員が意思決定に参加できる制度づくりをめぐる議論されている。いずれにせよ、各先進国において、協同組合はICA国際原則に基づきながらも、組織と事業方式の改革を通じて、組織パフォーマンスの向上を図っている。中国の研究者は、日本の総合農協、アメリカ新世代農協、EU起業家的農協という典型的な三つの発展タイプと中国合作社の比較研究を行い、学ぶべきところを指摘した。

1. 日本型農協（総合農協）

日本の農業協同組合(JA)は、単協、県連と全国連という三段階性を持っている。そして、事業内容別で農協は二タイプに分けられる。日本農林水産省の『2015年度農業協同組合及び同連合会一斉調査の概要』によると、一つは信用事業を行わない専門農協である。もう一つは、信用、共済、購買、販売等の事業を総合的に行う総合農協である。2016年4月1日現在、組合員数は1,014万人となり、農家の農協への加入率はほぼ100%である。正組合員数が456万人、准組合員数が558万人である(JA全中ホームページによる)。農協は地域の農業産業化、活性化に重要な役割を果たしている。

中国の研究者は、日本の農協に対する調査、または

文献をつうじて、以下の提言を行っている。まず、合作社の設立について、村で合作社のメリット、機能等を農民に宣伝、普及することで、農民が自発的に合作社を設立することを促すべきであるという提言である(徐ら2004、藤ら2009、梁2010)。次に、中国政府の役割について、政府は合作社に有利な財政政策、金融政策をさらに打ち出して、法制度を整備すべきというものである(徐ら2004、袁ら2008、藤ら2009、崔ら2009、王ら2010、王ら2012)。さらに、合作社の活動範囲を生産、加工と販売に限らず、信用、保険事業等も積極的に行うべきというものである(袁ら2008、藤ら2009)。そして、合作社は、日本の総合農協のように、地域の農業生産における営農指導の役割をより果たすべきというものである(袁ら2008)。

2. 欧米型専門農協^{注7}

日本の農協との相違点を踏まえて、今後合作社が目指すべき方向であるが、現段階において、合作社に関わる法制度の整備、農村の現状等はかなり異なるので、日本の農協の経験をそのまま活かすことができない。ここで、研究者が注目したのは、アメリカ新世代農協、EU起業家的協同組合である。

アメリカ新世代農協、EU起業家的協同組合の発展概要について、20世紀初期、農業生産資材価格の高騰、農産物の販売における農民の交渉力低下を背景に、伝統的農協が設立された。その後、30年代から40年代に、農村地域で、農業に関わる金融、販売、情報等のサービスが後退したため、協同組合が多様化した。生産に集中する生産組合、農産物の販売を促進するマーケティング組合、組合員に融資サービスを提供するサービス組合等である(陳ら2016)。70年代以後、グローバル化の下、農産物市場のさらなる開放、農産物に対する消費者ニーズの変化等に対応するために、伝統的な農業組合制度のイノベーションが行われて、90年代に、新世代農業が登場した(趙ら2007)。そして、アメリカにおける農協の発展の潮流になっていた。

EUにおいて、1850年代に最初の農協が設立され、その後、アメリカ新世代農協と同様に、時代の変化とともに、農協の発展が進んだ。1960年代以後、農産物市場におけるグローバル化に伴い、競争が激しくなっている一方、各国の自国の農産物に対する支援策・補助策は次第に減少している。農産物に対する消費構造が変化し、新たなニーズにこたえるために、高付加価値の農業生産が必要となり、農業に関わる各セクター間の統合が求められている(オンノフランク

ファン・ベックムら2000, 趙ら2012)。こうした背景の下で、企業家的で適応性のある、または市場志向的な農協が登場した。

アメリカ新世代農協, EU企業家的協同組合は、どちらも商工企業という外部資本と農民が契約をつうじて結合されて、ICA国際原則に基づきつつも、企業と近似する仕方でも運営されている。特に、アメリカ新世代農協が農業に関わる各セクターの垂直統合によって生まれていること、農業者に限らずに農協に加入しているという異質性があること等、中国の合作社の状況と近似しているの、参考とする価値があると指摘された(李ら2008, 庄ら2011)。

合作社の今後のあり方を 展望するにあたって

研究者の提言に関して、合作社にこのまま適用できるのか。組織・事業方式において、日本型農協、欧米型専門農協と中国の合作社と比較しながら、適用可能性を検討する。

1. 日本型農協方式の合作社への適合性

組織から検討すると、まず、日本の農協は、単協、県連と全国連という三段階の組織になっている。合作社は村、郷レベルまで、単協にとどまり、連合会がない。そして、日本の農協が政治と関わり、一定の影響を持っているが、合作社はほぼ政治と関わらない。

次に、設立の経緯について、日本農協法によると、農業者^{注8}らが農協を作ることを明記されている。合作社の場合、商工資本が規模の経済を達成するために、農村に進出し、労働力、土地が必要になる。一方、農民が高品質な農産物を生産するため、生産技術、生産資材等の更新に関わる資本が必要であった。そのため、商工資本と農民の間にある補完関係が合作社の設立のきっかけになった。従って、日本の初期の農協においては、地縁関係かつ生産者として同様な身分であるため、組合員間に信頼関係の基盤が作りやすかったと言える。逆に、合作社は、発起人と農民の補完関係によって設立されたため、利益に対するそれぞれの要求が対立しやすい。実際の発展状況からみると、組織全体の求心力が低下している。こうした違う構成員への取り扱いについて、日本の農協が組合員を正組合員と准組合員に分けて、それぞれの加入基準を明確にされている。合作社の場合は、正、准社員区分なく、企業等の加入が可能になるが、農民の割合が80%以上に規定されている。

さらに、農民の加入について、日本の場合、農家が農協への加入率は高くなっている。合作社の場合、国家工商部の統計データによると、合作社への加入率は約28%にとどまっている。その中、村の行政者が業績(主にGDP)をアピールする、または商工資本が財政策・金融策上の優遇措置を獲得するために、実質のない合作社を設立した。社員名簿に載っている農民を対象に調査した結果、自分が社員であることを分からなかったことが明らかになった(潘2011)。ゆえに実際の加入率はより低くなっていると考えられる。組織規模(組合員の人数)について、日本の総合農協が圧倒的に大きくなっている。加入率に関わるのは加入目的(理由)である。組合員は、協同組合の共同生産、共同販売といった共同事業のメリット、つまり、生産コストの削減、交渉力の強化等を生かしながら、農業所得、地域農業の活性化等を図っている。合作社の場合、農業技術の習得、農業所得の向上等が加入目的になっている。しかし、これが、あくまでも生活への改善にとどまり、地域への貢献はまだまだ及んでいない。

意思決定について、日本の農協は一人一票原則を厳守している。農協法により、農業者、または農業関連以外が准組合員としての加入が認められた。ただし、正組合員のみが議決権を持つことができる。しかし、合作社の場合、商工資本に対して配慮された結果、原則として一人一票であるが、「出資額あるいは合作社との取引量(額)が大きな組合員は、定款規定により、付加議決権を持つことができる。合作社の付加議決権の総数は、合作社組合員の基本議決権総数の20%以上を超えることができない」を規定されている。中国の現状として、農業者以外の商工資本が圧倒的に強くなっているため、実質上、合作社の意思決定は民主的に行われない。

事業方式からみると、大きく異なっている。日本の農協は、農業生産・加工と販売だけでなく、信用事業、共済事業にも積極的に展開している。合作社の場合、生産に集中する農民専業合作社、土地流動のための土地合作社、村の農民間に金の貸出に関わる資金互助合作社等があり、事業ごとに合作社が作られている。取り扱い生産物について、合作社が単一の生産物になり、日本の農協は単一、または複合的生産物になっている。

以上のような日本の農協との相違点が示されたように、中国の合作社は政治的影響力を持たず、農民の合作社への加入率も比較的到低く、事業内容も単一化している。そして、意思決定等は必ずしもICA国際原則に沿っておらず、企業等といった商工資本の合作社へ

の加入が許容されているため、欧米の専門農協の性格を有していると考えられる。木村・程（2014）福建省の茶業合作社に対する事例分析で、合作社は零細農家を維持・保護する防衛的役割よりも、むしろアメリカの新世代農協にみられる小農排除で高付加価値を追求するような、攻勢的役割を果たす協同組合の性格を有しているとみてよいと主張している。合作社法では、①構成員は同類農産物の生産者であること、②合作社の事業内容に信用・共済事業を含めず、付加議決権を最大20%まで許容していること、③剰余金の分配は利用配当が重視されていることから、法制度の面からみると、欧米専門農協に近似している（青柳2015）。

2. 欧米型専門農協方式の合作社への適合性

アメリカ新世代農協、EU企業家的協同組合と中国の合作社、三者の組織・事業方式に対する比較を行いながら検討したい。まず、背景からみると、グローバル化の下、農産物市場の競争が激化していく中、高付加価値、差別化農産物の生産・販売による高利潤が追求されるため（磯田2000、大江2000、2002）、農協にとって資本の必要性は顕著になっている。それに対応したサプライチェーンの統合も同時に進められている。中国も同様に、龍頭企業といったアグリビジネス企業による農業の産業化が進められ、企業と農民の間に中間組織の必要性が出ており、合作社法の確立に伴い、法的根拠のある生産者組織が登場した。

加入について、アメリカ新世代農協、EU企業家的協同組合は農民の生産規模、資本金の異質性によるリスクを回避するため、主に高額な出資金を条件として、加入制限が設けられる。特にアメリカ新世代農協において、農民が農協へ出荷する意思の有無、出荷量を確保できる否か（磯田2000、大江2000、2002）を加入の判断基準としている。合作社は、原則として農民の加入を制限しないが、社員の均質化を図るために、加入条件を設けて、農民の加入を制限している合作社も多い。主な条件は土地規模（木村・程2014、伊藤2011）等の生産要素、あるいは出資金である。非農業生産者の加入はいずれも許容されている。

社員の脱退について、アメリカ新世代農協は、組合員の脱退を許可しないが、出資金に応じた株の譲渡が可能である（磯田2000、大江2000、王2013）。EU企業家的協同組合も一般に脱退を制限している（趙2012）。合作社は社員の脱退を許可している。しかし、社員は利益を優先で考えるので、一度利益を獲得して

直ちに脱退すれば、合作社の共同事業を維持することは難しくなる。そのため、社員の脱退自由について検討する必要がある（朱2012）。

アメリカ新世代農協、EU企業家的協同組合における意思決定は、一人一票制を基礎にしながらも、出資に応じる投票権の配分も導入されている。合作社は、大規模出資者の票数が農家の票数を上回らないように法的に制約されているが、実質上、役員層に支配されている（馬2008）。当然ながら、剰余金の分配に関して、欧米において、農協法によって定められた剰余金の分配比例の下で、出資高と取引量に応じる分配が行われている。一方、合作社の場合、法律が農民を重視して取引量配当に傾いているが、現状として、出資高配当が優先、または完全に高出資高に応じる分配になっている。

罰則規定について、いずれもあるが、アメリカ新世代農協、EU企業家的協同組合の場合、組合員が定款、法律に違反したら、他の組合員の損失を補償することになる。合作社法には、補償の規定はないが、定款による除名等の罰則が儲けられている。

事業方式において、アメリカ新世代農協、EU企業家的協同組合のいずれも生産物取り扱いは一商品目で、厳格な生産基準を組合員に課している。そして、組合員に出荷することを義務化するために、出資額に対応した出荷量の権利と義務が定められる「出荷権株（磯田2000、大江2000、王2013）」を組合員に発行する。このメリットとして、組合員が共同出荷しないという機会主義的行動を最大限抑制できることが挙げられる（王2013）。また、欧米の場合、事前に農民と契約を結び、農産物の協定価格を設定しているため、市場価格の影響を受けにくくなる。一方、合作社法には、必ず出荷することは義務化されていない。また、合作社が社員と出荷契約することは少なく、合作社と社員の取引価格は市場価格の影響を受けやすい。

上述の相違点を踏まえながら、欧米型専門農協のやり方を合作社に導入する適合性を検討する。まず出資について、事業運営の安定性を保つために、高い出資金が社員に求められている。アメリカ新世代農協の事例では5万ドル（約33万円）といった高額な出資金を加入条件としている（王2012）が、中国福建省の事例では、合作社に未加入の一般農家の年間収入は1～2万元程度（木村・程2014）で、新世代農協のやり方であれば、農民は加入できない。福建省が中国の東南沿岸部に位置され、内陸部の農村より農民の所得比較的に高くなっていることを考えると、福建省でさえできないならば、他の農村地域の農民も加入できない状態と

表1 アメリカ新世代農協, EU企業協同組合および中国農民專業合作社の組織比較

	アメリカ新世代農協	EU企業協同組合	中国農民專業合作社 (現状)
背景	①高付加価値、差別化の農産物の生産・販売による高利潤 ②サプライチェーンの垂直統合に対応		
組織について			
出資	資本	資本	主に生産要素による出資
加入	制限	制限	自由/制限
加入条件	①農協に出荷する意思あり ②出荷量を確保できる	あり	—/ 生産要素を一定水準に
脱退	制限 (ただし、出資金の返却不可)	主に制限/自由	自由
非農業生産者の加入	可	可 (人数制限あり)	可 (人数制限あり)
意思決定	出資に応じる投票権の配分	主に出資に応じる投票権の配分/一人一票	一人一票/ 役員層に支配される
剰余金の分配	一定の比例で、出資高と取引量に応じる分配		法律の通り/出資高配当・取引量配当/完全に出資高に応じる分配
罰則規定	あり (損失を補償する)		あり (社員に対する罰則規定あり、除名等)

ストファー・D・メレット, ノーマン・ワルツァー2003), (クライン・J・ポッペ 2015), (ヨス ベイマン, クライン・J. ポッペ, コンスタンチンイリオポウロス 2015), (Frederick2003), (韓ほか 2011), (焦 2011), (馬 2014), (王 2013), (趙ほか 2007) より筆者作成

表2 アメリカ新世代農協, EU企業協同組合及び中国農民專業合作社の事業方式比較

	アメリカ新世代農協	EU企業協同組合	中国農民專業合作社 (現状)
事業方式について			
生産	同一の農産物、明確かつ厳格な生産基準		
出荷	出資に対応した出荷権株・契約あり		義務なし/(口)契約あり
農産物の協定価格	あり(買取価格は市場価格の影響を受けない)		あり(一部)

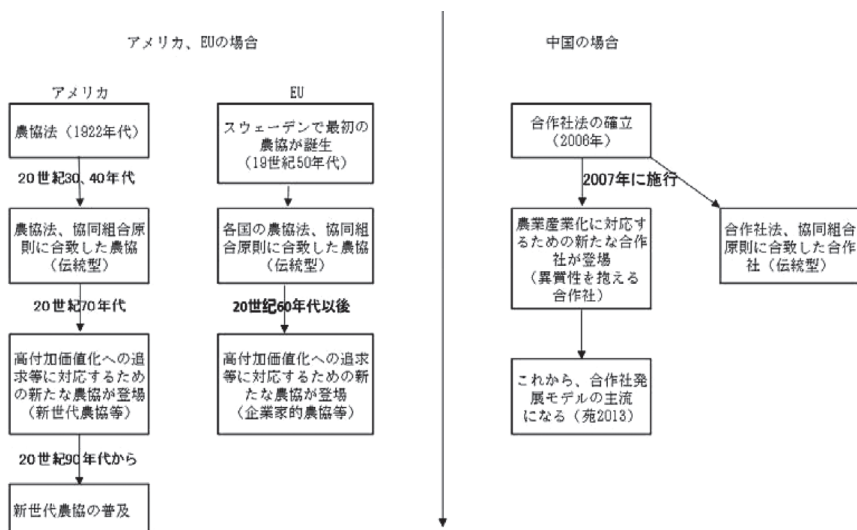
ストファー・D・メレット, ノーマン・ワルツァー2003), (クライン・J・ポッペ 2015), (ヨス ベイマン, クライン・J. ポッペ, コンスタンチンイリオポウロス 2015), (Frederick2003), (韓ほか 2011), (焦 2011), (馬 2014), (王 2013), (趙ほか 2007) より筆者作成

いえる。従って、事業運営の安定性は確かに重要であるが、アメリカ新世代農協のやり方では、合作社に適用できない。

また、加入動機についての実態調査からは、農業産業化はいうまでもなく、農家が、「合作社とは何か」、「合作社で何をやるか」等できちんと分かっておらず、そして、社員になっても、自分の生産物を安定的に売れば良いという考え方が主流であることが明らかにされている

(潘 2013)。そして、生産要素と僅かな資本のみを出資した農家は自分が合作社の所有者であることを意識せず、民主管理の実現は難しくなる。そして、生産要素で出資した場合、出資金に転換する公的基準もない。

さらに、欧米の専門農協の発展の歴史をみると、長い歴史の蓄積があって、農協法、協同組合原則に合致した農協を基礎としたうえで、組織制度のイノベーションが行われた。つまり、長い歴史の中に、農民の



ストファー・D・メレット, ノーマン・ワルツァー2003), (クライン・J・ポッペ2015), (ヨス・ペイマン, クライン・J. ポッペ, コンスタンチンイリオポウロス2015), (Frederick2003), (韓ほか2011), (焦2011), (馬2014), (王2013), (趙ほか2007)より筆者作成

図1 アメリカ新世代農協, EU企業家的農協及び中国合作社の発展段階

間に協同文化が成熟していたと考えられる。中国の場合は、図1に示されるように、農協発展の初期段階を飛ばして、法律が施行され、すでに合作社法、協同組合原則に合致した伝統型の合作社のみならず、農業産業化に対応するための新たな、また、社員間に異質性を抱える合作社も存在する。しかし、農民の中で協同の文化が成熟していない。

仮に欧米農協の全てのやり方が合作社に適用できても、農民の間に協同の文化がない限り、合作社の制度改革は成功しない。確かに、アメリカ新世代農協は異質性問題に一定程度対応できたが、一方で、中国の場合、分散している零細規模の農民をいかに組織化するかが現段階の目標である。従って、アメリカ新世代農協の経験の適用可能性は限定的で、一部の強い資本力を持つ、または規模の大きい合作社にのみ活かせるものである(王2003, 韓ら2011)。

終わりに

中国の合作社は協同組合ではない(鄧ほか2014, 2016)という考え方は、協同組合を極めて限定的に「資本主義と対抗する勢力」としてとらえようとするものである。近年、欧米では政府セクター、企業セクターを補完するセクターとして協同組合をとらえる考え方

(George Hendrikse・Li2013)が次第に多くなっている。つまり、農民と企業は対抗関係でなく補完関係として位置づけられるのである。このため、企業的な協同組織も含め多様な形態の組織が協同組合と認められている。中国の合作社には多様な形態があるが、いずれも協同組合であることを否定する必要はないであろう。更に言えば、純粋な協同組合であるかどうか明らかになること自体は重要課題ではない。仮に協同組合でなくとも、中国の合作社は農業者が農業産業化・市場化に対応する重要な組織・事業方式であるし、それをより農民に有利、かつ健全な組織にするための課題を明らかにし、分析することが極めて重要である。

中国の合作社法はICA国際原則に基づいて作られたものである。しかし、異質性を抱える合作社において、核心社員と呼ばれる合作社の役員層が協同組合原則に違反する事例が見られる。そのため、農家の權益を損なっており、農家の權益を保護するための合作社法の精神と乖離している現状にある。今後もこうした構成員間の異質性は長く存続すると考えられる中で、農家の主体性を反映するための合作社の組織制度・法制度の検討が必要になる。

合作社の存続に関わる事業方式も時代の変化に応じて更新する必要がある。高付加価値事業、ひいては農

業の産業化をさらに進める際に、資本調達の問題、経営人材の欠如等といった合作社の限界がでてくる。これらの限界を乗り越えるために、異質性を抱える合作社において、いかに商工資本と農民の補完性をうまく利用しながら、合作社事業を発展させるかについて検討することも喫緊の課題である。

注

1. 三農問題：農業、農村、農民の問題のこと。農業問題はとくに零細経営規模や低生産性などの農業構造問題、農村問題は農村と都市の社会資本格差問題、農民問題は農民と都市住民の所得格差問題を指す。
2. 農業産業化：龍頭企業が中心となり、契約農業や産地化を通じて農民や関連組織をインテグレートすることで、生産、加工、流通の有機的な結合を形成し、農産物の市場競争力の強化と農業利益の最大化を図ると同時に、農村の振興と農民の経済的厚生向上を実現すること。
3. 農家生産請負経営：中国では憲法第10条によって農村土地の所有者は農民集団とされているが、農家請負経営とはこの農民集団が所有する土地の一部について農家が農業経営を請け負うことによって営まれる経営のことである。具体的には、国家への売渡義務と集団への上納義務を果たせば、当該土地の農業生産活動によって得られた生産物は全て請負農家の所有にすることができるというもの。
4. 2016年に、山東省滕州市のある企業型合作社の理事長とのヒアリングの一部である。
5. 龍頭企業：農産物の生産、加工、流通などを担当するアグリビジネス企業の総称。
6. 一号文件：その年の1号文書の意味であるが、とくに中共中央・国務院の一号文書を指すことが多い。中共中央・国務院一号文書は、1982年から1986年の5年間と、2004年以後の毎年、農業テーマとしてとりあげている。
7. 専門農協：農林水産省「農業協同組合及び同連合会一斉調査」の定義によると、「信用事業を行う農協」が総合農協であって、それ以外を全て専門農協としている。本稿はこの類型化に従った。
8. 農業者とは、農民又は農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が三百人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人を除く。）である。農民とは、自ら農業を営み、又は農業に従事する個人である。

引用文献

<日本語文献>

- 伊藤順一 2011 中国農民專業合作社のミクロ経済分析。平成22年度カントリーレポート中国、農林水産政策研究所
- 磯田宏 2000 アメリカにおける新世代農協の展開—穀物セクターの場合を中心に—。農業市場研究、第9巻第1号：71-80
- 苑鵬 2015 中国農民專業合作社の発展の現状・問題と今後の展望。農林金融、2月号：37-50
- 温鉄軍・孫歌著、丸川哲史訳 2010 <中国にとって、農業・農村問題とは何か——〈三農問題〉と中国の経済・社会構造〉。作品社
- 大江徹男 2000 アメリカにおける農協の新たな展開—新世代農協を中心として—。フードシステム研究、Vol. 7 No. 2：92-103
- 大江徹男 2002 <アメリカ食肉産業と新世代農協〉。日本経済評論社
- オンノフランク ファン・ベックム著、小橋湊監訳、農林中金総合研究所海外農協研究会訳 <EUの農協—21世紀への展望〉、家の光協会、2000年
- 神田健策・大島一二 2013 <中国農業の市場化と農村合作社の展開〉、筑波書房
- 木村務・程明 2014 中国茶産業における農民專業合作社の役割。東アジア評論、第6号：109-125
- 姜康董・田中秀樹 2014 農民專業合作社の形成主体別類型と協同組合的性格に関する実証的研究—中国江蘇省の事例から—。農業市場研究、第23巻第1号：1-11
- クリストファー・D・メレット、ノーマン・ワルツァー編集、村田武・磯田宏監訳 2003 <アメリカ新世代農協の挑戦〉、家の光協会
- クライン・J・ボッペ 2015 <講演録〉EUにおける農業協同組合への支援。農林金融、9月号：34-44
- 宋曉凱・神田健策 2010 中国における農民專業合作社の現状と課題。日本農業経済学会論文集：472-478
- 成田拓未 2011 協同組合的性格をめぐる中国農民專業合作社の制度と実態—山東省の農民專業合作社の事例—。農村経済研究、第29巻第2号：79-84
- 成田拓未 2011 中国における農民專業合作社法の制定と農産物産地商人の合作社化。農業市場研究、第19巻第4号：9-19
- [ヨス バイマン、クライン・J・ボッペ、コンスタンチン イリオポウロス編集 2015 農林中金総合研究所海外協同組合研究会監訳 <EUの農協—役割と支援策〉、農林統計出版社
- ### <外国語文献>
- 蔡榮・王学淵 2010 农业合作社的集体行动困境：理论分析与实证检验。農村經濟問題、第四期：69-75
- 蔡榮・韓洪雲 2012 农民参与合作社的行为决策及其影响因素分析。中国農村觀察、第5期：32-40
- 陳杉・王平建 2016 美国新一代合作社对我国农民合

- 作社发展的启示. 学术交流, 第3期: 115-122
- 崔馥娟·田书芹 2009 日本农业协同组织与中国农民专业合作社比较研究. 新疆农垦经济, 04期: 89-92
- 崔宝玉 2011 农民专业合作社中的委托代理关系及其治理. 财经问题研究, 第2期: 102-107
- 崔宝玉·陳強 2011 资本控制必然导致农民专业合作社功能弱化吗?. 農業經濟問題, 第2期: 8-15.
- Cook, M. L., F. R. Chaddad and C. Iliopoulos 2004 Advances in cooperative theory since 1990: a review of agricultural economics literature. In "Restructuring Agricultural Cooperatives", ed. by G. W. J. Hendriks, Erasmus University., Rotterdam, pp.65-90
- 鄧衡山·王文烂 2014 合作社的本质规定与现实检视——中国到底有没有真正的农民合作社?. 中国農村經濟, 第7期: 15-26
- 鄧衡山·徐志刚·应瑞瑶·廖小静 2016 真正的农民专业合作社为何在中国难寻?——一个框架性解释与经验事实. 中国農村觀察, 第4期: 72-83
- Donald A. Frederick 2003 美国合作社概况. 中国供销合作经济, 第8期
- 郭春丽·赵国杰 2010 基于成员异质性的农民专业合作社知识管理模式的研究. 電子科技大学学报: 社会科学版, (2): 6-10
- Hendrikse, G. W. J. and Li, F. 2013 Interfirm Cooperatives. In "Handbook of Economic Organization: Integrating Economic and Organization Theory", ed. by A. Grandori, Edward Elgar Pub., Cheltenham, pp.501-521
- 黄胜忠·林坚·徐旭初 2008 农民专业合作社治理机制及其绩效实证分析. 中国農村經濟, 第3期: 65-73
- 韩国明·陳華 2011 美国新一代合作社的产生及组织优势. 農村經營管理, 第11期
- 韩国明·田智文 2011 北美新一代合作社与中国农民专业合作社发展环境与参与主体的差异分析. 農村經濟, 第5期: 125-129
- 焦健 2011 美国的农业合作社. 中国合作经济评论, 第2期
- 孔祥智·史水清·鐘真 2012 <中国农民专业合作社运行机制与社会效应研究: 百社千户调查>. 中国農業出版社
- 梁艳 2010 中日农民合作经济组织的比较及启示. 河南工程学院学报(社会科学版), 第25卷 第4期: 21-24
- 林坚·王寧 2002 公平与效率: 合作社组织的思想宗旨及其制度安排. 農業經濟問題, 第9期: 46-49.
- 馬彦麗 2014 北美农业合作社修法对我国的启示. 中国農業合作社, 第9期
- 馬彦麗·孟彩英 2008 我国农民专业合作社的双重委托—代理关系—兼论存在的问题及改进思路. 農業經濟問題, 第5期: 55-60
- 潘劲 2011 中国农民专业合作社: 数据背后的解读. 中国農村觀察, 第6期, 2-11
- 潘劲 2014 与村“两委”的关系, 不同类型的合作社有不同表现. 農村經營管理, 第6期: 20-21
- 秦愚 2013 中国农业合作社股份合作化发展道路的反思. 農村經濟問題, 第6期
- 邵科·徐旭初 2013 合作社社员参与: 概念, 角色与行为特征. 經濟学家, 第1期: 85-92
- 任大鵬 2014 農民專業合作社法律修訂的幾個問題. 中国農民合作社, 第4期: 49-50
- 藤荣刚·周若云·張瑜·胡定寰 2009 日本农业协同组织的发展新动向与面临的挑战——日本案例和对我国农民专业合作社的启示. 農業經濟問題, 第2期: 103-109
- 譚智心·孔祥智 2011 不完全契约, 非对称信息与合作社经营者激励—合作社“委托-代理”理论模型的构建及其应用. 中国合作经济评论, 第4期
- 譚智心·孔祥智 2012 不完全契约, 非对称信息与合作社经营者激励. 中国農村經濟, 第7期: 17-28
- 王震江 2003 美国新一代合作社透视. 中国農村經濟, 第11期: 72-78
- 温铁军 2013 三农问题核心是农民权益. 經濟参考報
- 徐瑜青·張云静 2004 日本农协及其对我国西部地区农村合作经济的启示. 農村經濟, 第4期: 94-97
- 徐旭初, 吴彬 2010 治理机制对农民专业合作社绩效的影响——基于浙江省526家农民专业合作社的实证分析. 中国農村經濟, 第5期: 43-55
- 袁志军·栗倩云 2008 日本农协对我国农民专业合作社组织发展的启示. 農村經營管理, 第7期: 44-48
- 周振·孔祥智 2015 盈余分配方式对农民合作社经营绩效的影响—以黑龙江省克山县仁发农机合作社为例. 中国農村觀察, 第5期: 19-30
- 趙珀·陳阿興 2007 美国新一代合作社: 组织特征, 优势及绩效. 農業經濟問題, 第11期
- 趙黎 2012 市场导向, 跨国合作: 欧洲农业合作社发展的新动向. 農業經濟, 第4期: 117-121
- 張梅·郭翔宇 2008 发达国家农业合作社的共同特点与启示. 農村經營管理, 第10期: 46-48
- 鄭丹 2011 农民专业合作社盈余分配状况探究. 中国農村經濟, 第4期: 74-80
- 朱富强 2012 再造农业合作社—林毅夫的合作社失败命题之重审. 社会科学研究, 第2期: 20-26

キーワード

異質性, 農民專業合作社, 農民專業合作社法

Summary

This paper tried to clarify a variety schools of thought on the topic of membership heterogeneity in China Farmers' Professional Cooperative (FPC). Followed the previous studies, it appeared that the membership heterogeneity could result in both positive and negative influences on organization and business system of the FPC; nonetheless, the drawbacks seem to overwhelm the benefits. To deal with troublesome of the membership heterogeneity in the FPC, prior investigation indicated the appliance of lessons from the studies on Japan Agricultural Cooperatives, America New Generation Cooperative, and EU Entrepreneurial Cooperative. From our viewpoint, due to the considerable differences of FPC in China from the others, it is necessary to adapt these findings to the particular situation of China, in which more attention would be paid to revision of the FPC's law.